

## 第 7 期 前 期 審 議 事 項

## 1 東京都福祉のまちづくり条例等の改正及び推進計画策定の基本的考え方について

- 東京都福祉のまちづくり条例について、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした条例とする。また、施策を総合的、計画的に進めるための推進計画を策定するための基本的考え方について、庁内組織（条例等改正検討委員会及び推進計画策定委員会）から提出された案をもとに審議を行う。

## 主な検討内容

## —条例改正—

これまでの福祉のまちづくりの取組をさらに前進させ、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めるため、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした条例とし、条文の見直し及び再構成を行う。

- ・高齢者や障害者だけでなく、子どもや外国人、妊娠中の人やけがをした人など、能力の違い、年齢や置かれた状況に関わらず、すべての人を対象とする。
- ・これまでの取組の他、安全、安心に利用できる施設整備の視点や観光など東京を訪れる人への取組を推進するものとする。
- ・都民及び事業者の理解促進及び参加を一層推進する仕組み（意見反映及び評価等）を取り入れる。

## —推進計画策定—

福祉のまちづくりに関わる施策を総合的・計画的に推進するための基本的考え方（意見反映、評価の実施、計画の柱立て等）についての検討。

## 2 整備基準等について

## 主な検討内容

## 建築物

- ・バリアフリー新法、建築物バリアフリー条例との関係整理（整備対象施設、整備基準及び誘導基準）についての検討。
- ・小規模建築物、既存建築物等の施設整備における実効性を確保するための方策の検討。

## 道路、公園、公共交通、路外駐車場

- ・バリアフリー新法の整備基準を基本とした、整備基準及び誘導基準の検討。